

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜花定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、役員については各年度の総額700万円、評議員については総額72万円を限度として、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 月5日以上勤務する特別理事については、別表1により報酬を支給する。
交通実費については、報酬額に含むものとして原則として支給しない。
- (2) 上記以外の役員等については、業務に応じた報酬を別表2により支給する。
ただし、役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議会に出席したときは、評議委員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であってもこれを支払わないものとする。
交通実費については、都内に住所を要するものについては報酬額に含むものとし、都外に住所を要するものについては、別に定める「旅費規程」に基づく実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 理事に対する報酬の支給日は毎月25日とし、別に定める「給与・退職金規程」に準じた取り扱いとする。

2 監事・評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(役員等の職務証跡)

第5条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(公表)

第6条 当法人は、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として別に定め公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1（第2条（1）関係）

	月額
理事長	300,000 円
業務執行理事	100,000 円

別表2（第2条（2）関係）

(1) 理事

	日額
理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000 円

ただし、上記別表1に該当するものは支給しない。

(2) 監事

	日額
監事監査への出席	18,000 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000 円

(3) 評議員

	日額
評議員会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000 円